

笠松町下水道事業経営戦略(改訂版)

団 体 名 : 岐阜県羽島郡笠松町

事 業 名 : 笠松町下水道事業

策 定 日 : 令和 6 年 10 月

計 画 期 間 : 令和 元 年度 ~ 令和 10 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度(32年経過) 令和6年3月31日現在	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処理区域内人口密度	37.1人/ha 令和6年3月31日現在	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	7処理分区(松枝、笠松南、笠松北、金池、円城寺、下羽栗、米野)		
処 理 場 数	該当なし(岐阜県各務原浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	事業開始時点から流域下水道に接続している。		

*1「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	令和元年10月1日～ 2か月当り 基本使用料:20㎡まで 2,831円(消費税10%込) 従量使用料:21㎡～1,000㎡ 157円/㎡(消費税10%込) 1,001㎡～ 182円/㎡(消費税10%込)						
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし						
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし						
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,574	円(税抜)	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,957	円(税抜)
	令和4年度	2,574	円(税抜)		令和4年度	2,975	円(税抜)
	令和5年度	2,574	円(税抜)		令和5年度	2,981	円(税抜)

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道事業の職員数は4名(課長、庶務担当1名、工務担当2名)である。 令和6年4月1日現在
事業運営組織	庶務担当2名(水道事業1名、下水道事業1名) 部長 - 課長 - 工務担当4名(水道事業2名、下水道事業2名) 令和6年4月1日現在

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	令和3年度から検針・窓口等徴収業務について、民間委託を行っている。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添「経営比較分析表」による。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

当町の将来の行政人口は、平成28年度に策定した「笠松町汚水処理施設整備構想」における将来人口の推計値では、令和17年度まで人口減少を予測しています。
また、下水道を使用できる人口は、行政人口は減少しますが、下水道整備面積の拡大により令和7年度までは増加し、それ以降は減少に転ずると予測しています。

(2) 有収水量の予測

当町の有収水量は、水需要の減少や節水型機器の普及、町民の節水意識の向上、少子高齢化に伴う世帯構成の変化等を背景に徐々に減少に転じると予測しています。

(3) 使用料収入の見通し

当町の今後の使用料収入を推計しますと、令和元年度からの下水道整備面積の拡大により、水洗人数は増加しておりますが、水需要の減少や節水型機器の普及、町民の節水意識の向上、少子高齢化に伴う世帯構成の変化等の背景による有収水量が徐々に減少に転じることに伴い使用料収入も減少に転じると予測しており、令和7年度に使用料5%改正を予定しています。

(4) 施設の見通し

①これまでの下水道整備

下水道整備は、令和6年3月31日現在で整備面積約548ha、下水道区域内普及率は、約92%となっています。

②これからの下水道整備

今後の下水道整備は、平成28年度に策定した「笠松町汚水処理施設整備構想」を基に、下水道未整備区域である門間地区の整備を行い、令和7年度末までに18.05ha、さらに令和17年度末までに116.79haを予定しています。

また、公共下水道の普及率は、令和7年度末までに95.0%以上を達成し、概成する計画となっています。

なお、下水道処理施設は有しておりません。

(5) 組織の見通し

今後計画される管渠埋設工事の進捗状況及び管渠の維持管理等、業務内容に対応できる適正な職員の配置を検討します。

3. 経営の基本方針

下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全、衛生的な環境を維持するための重要な基盤施設であることから、これらのサービスを持続的かつ安定的に提供することが求められています。

このため、「下水道サービスを持続的、かつ安定的に提供するための経営基盤を強化する」を基本方針とします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	・下水道整備面積 笠松町汚水処理施設整備構想を基に、令和7年度末までに18.05ha、令和17年度末までに116.79haを目標設定とします。 ・下水道区域内普及率 笠松町汚水処理施設整備構想の実現を目指し、令和7年度末までに95.0%以上を目標設定とします。
-----	---

「投資・財政計画」では、次のような建設投資を見込んでいます。 公共下水道整備事業 ・下水道工事 令和6年度から令和10年度までの事業費 約5億8千万円 ・下水道委託 令和6年度から令和10年度までの事業費 約8千万円 ・下水道点検調査委託 令和6年度から令和10年度までの事業費 約3千万円

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	・下水道水洗化率 笠松町汚水処理施設整備構想の最終年度である令和17年度末までに90.0%を目標設定とします。
-----	--

・使用料収入の見直しに関する事項 現行の使用料体系を維持した場合の使用料収入を設定しています。また、使用料収入を算定する際には、将来の人口動向及び昨今の水需要の減少による有収水量の減少を反映しています。 ・企業債に関する事項 建設改良費及び流域下水道建設負担金による企業債の発行額は、事業計画を基に計上している。 資本費平準化債の発行額は、限度額の発行を見込んでいます。 ・補助金に関する事項 建設改良費に係る補助金については、事業計画を基に計上している。
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・企業債償還金及び支払利息に関する事項 現行の償還方法(償還方法、償還期間、元金据置期間の設定など)に基づき、近年の金利動向に基づいて設定した金利により算定しています。 ・減価償却費に関する事項 今後の建設投資額をベースに、現行の減価償却計算の方法に基づき、算定しています。また、補助金などを財源とする分については、長期前受金戻入益として営業外収益に計上しています。 ・職員給与費に関する事項 令和5年度の職員構成に準じて計上しています。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	該当なし
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和7年度に下水道使用料を5%改定予定。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	令和3年度から検針・窓口等徴収業務について、民間委託を行っている。
職員給与費に関する事項	当町の給与制度に基づく。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	ストックマネジメント計画により効率的に修繕を実施し、費用を抑制する。
委託費に関する事項	委託業務の適正な発注に努め、過大な委託費とならないようにする。
その他の取組	該当なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営戦略の事後検証、改定等については、平成31年2月に作成した経営戦略に記載したとおり、作成から5年が経過したため、今回、下記のとおり経営戦略の見直しを行います。</p> <p>経営戦略に記載の基本数値を令和5年度値とする。</p> <p>投資・財政計画(収支計画)の数値を令和元年度から令和5年度は決算値とし、令和6年度以降は工事計画等に基づき数値を修正。</p> <p>なお、今後の経営戦略の事後検証に当たっては、経営戦略の達成度を評価し、また、「汚水処理施設整備構想」やそれを構成する「投資試算」「財源試算」と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略やそれを構成する各計画の修正、次期計画の策定等の形で企業経営に反映させるPDCAサイクルを導入していきます。</p>
---------------------	---

